

3板子保第 207 号の 6
令和 3 年 9 月 30 日

保護者各位

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

緊急事態宣言解除後の板橋区保育園の対応について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、国より発出されている東京都に対する新型コロナウイルス感染症に関する、緊急事態宣言は令和3年9月30日をもって解除されることが表明されました。なお、東京都においては、解除に伴い10月1日より24日まで、リバウンド防止措置が取られます。これを受け、緊急事態宣言解除後における板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育園、地域型保育事業。以下同じ。）の対応につきまして、下記のとおりとさせていただきます。

記

1 10月1日以降、板橋区内保育園では通常開所といたします。

園においてはこれまで同様、消毒や手洗いの徹底、マスクの着用等、感染防止策を講じた上で保育を行います。保育園の特性上密集や密接を完全に避けることは難しく、感染リスクをゼロとすることはできません。

ご家庭でも毎日の体調管理を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない時は登園を控えていただく等、感染拡大の防止に引き続きご協力をお願いいたします。

2 10月1日以降は登園自粛の要請は行いません。登園自粛に伴う保育料の減額・免除対象期間は9月30日までといたします。10月1日分からは減額・免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

3 今後も保育園の園児や保育者の新型コロナウイルス感染により園運営に支障をきたす場合は保育園を一定期間臨時休園とすることがございます。

引き続き、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した園運営に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】 保育サービス課 保育運営・給食係（区立保育園に関して）Tel 3 5 7 9 - 2 4 8 3
民間保育振興係（私立保育園に関して）Tel 3 5 7 9 - 2 4 9 2
入園相談係（保育料・入所に関して）Tel 3 5 7 9 - 2 4 5 2